

(案)

「ユニバーサルサービス制度の在り方について」
答申（案）への意見及びそれに対する考え方

平成20年12月16日
情報通信審議会

総論

意見1 フェーズにわけた検討を行ったことは、時機を捉えた適切な判断。	考え方1
答申案の作成にあたって、「2009～2011 年度(第 1 章)」と「2010 年代初頭以降(第 2 章)」にフェーズをわけ、更に「2010 年代初頭以降」を第 1 期と第 2 期にわけて、それぞれ検討を行っていることは、時機を捉えた適切な判断と考えます。 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	—
意見2 NTT東・西よりPSTNの移行に関する情報開示がないことは、ユニバーサルサービス制度の在り方の議論の障壁。	考え方2
当社は、NTT東・西に対し、PSTNをいつまで維持するのか、どのようにIP網に移行するのか等、光化を含むPSTNの移行に関する情報開示を行うべきであることを、当初から一貫して要望して参りました。 しかしながら、依然、NTT東・西より具体的な情報開示はなされないままであり、そのことが、ユニバーサルサービス制度の在り方の議論の障壁となっているものと考えます。 【KDDI株式会社】	今後のユニバーサルサービス制度の在り方の検討に当たっては、ご指摘のとおり、PSTNから光IP電話への具体的移行展望等の課題整理が必要であり、NTT東・西には、当該課題整理に資する展望・情報等の積極的な提示が期待される。
意見3 制度の枠組みの変更に際しては、NTTの在り方についての議論を踏まえることが必要。	考え方3
ユニバーサルサービス制度はNTTの在り方の問題そのものでもあるため、制度の枠組みの変更は、速やかに行われるべきNTTの在り方の議論を踏まえることが必要です。それまでの間は、ユニバーサルサービス制度の「安定性・信頼性確保」を図ることが重要であると考えます。 【KDDI株式会社】	次期以降のユニバーサル制度の見直しに際しては、ご指摘の点も踏まえ、制度を取り巻く環境の変化等を勘案して検討を行うことが必要であると考えます。

第1章 2009～2011年度(平成21～23年度)のユニバーサルサービス制度

意見4 現行スキームを基本的に踏襲することに賛同。	考え方4
■「2009～2011年度(第1章)」について ユニバーサルサービスの範囲、及びコストの算定・負担方法について、現行スキームを基本的に踏襲することは、徒に基金の増加を抑制する、並びに制度の安定性を確保する観点から、賛同します。ただし、以下の点については、更なる検討の必要性が存すると考えます。 ➢ 公衆電話におけるコスト増加の抑制 ➢ より公平な負担を確保するために、負担の対象となる電気通信番号の微修正 ➢ NTT東西の経営効率化インセンティブの促進 (具体的には、IP化の進展に伴うコスト算定方法の見直しにおける実現策の適否) 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	—
意見5 制度の見直しに際し、適格電気通信事業者への補てんの必要性について検討すべき。	考え方5
・ユニバーサルサービスの確保は、基金等による補てんを行うことなくなされることが目指すべき姿であり、ユニバーサルサービス制度の見直しに際しては、まずこのあるべき姿を追求して議論がなされるべきと考えますが、今回の見直しにおいてはこの点について十分な議論がなされていないものと考えます。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】 1. 2009～2011年度(平成21～23年度)のユニバーサルサービス制度について (2)適格電気通信事業者への補てんの在り方について NTT東西が、IP系サービス等において多大な営業費用(広告宣伝や販売インセンティブ、料金値引き)をかけているにもかかわらず、ユニバーサルサービスに係るコストの補てんを受けることは、一般的に理解し難く、そもそも補てんが必要かどうかについても、甚だ疑問であります。 また、NTT東西は、公社時代からユニバーサルサービスの提供責務を担ってきたことにより、そのブランド力は絶大であり、かつビルへの引込ルートやビル内の敷設ルート等が当然の	ユニバーサルサービス制度は、都市部等における競争の進展によって、NTT東・西のコスト負担だけでは、ユニバーサルサービスの提供を維持することが困難となったことから、他の事業者にも応分のコスト負担を求める制度として稼働しており、現在においてもその必要性は変化がないと考える。

ごとく確保されている等、既に大きな便益を得ているものと考えます。 よって、NTT東西への補てんの必要性について、改めて検証すべきであり、仮に補てんを行う場合であっても、NTT東西における交付金の使途について、より一層の透明化を図ることが必要と考えます。 【株式会社ケイ・オプティコム】	
意見6 現行制度を3年間延長することを現時点で確定すべきではなく、継続的に制度の在り方について議論を行うべき。	考え方6
・ 答申(案)においては、2009～2011 年度のユニバーサルサービス制度について 3 年間現行制度を維持するという方向性が示されていますが、このような本来行われるべき議論が十分になされていない状況において、現行制度を 3 年もの長期に渡り延長することを現時点で確定すべきではなく、継続的に本制度の在り方について議論を行うべきと考えます。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	見直し後の制度が3年を待たずして機能しなくなると判断された場合は、予定の期間にかかわらず、改めて制度の在り方を速やかに検討することが必要であるとする。

第 1 節 ユニバーサルサービスの範囲について

意見7 加入電話、第一種公衆電話、緊急通報を引き続き、ユニバーサルサービスの範囲とすることに賛同。	考え方7
答申案に賛同し、引き続き加入電話、第一種公衆電話、緊急通報を対象とすることが適当と考えます 【フュージョン・コミュニケーションズ株式会社】	—
1. 2009～2011年度(平成21～23年度)のユニバーサルサービス制度について (1)ユニバーサルサービスの範囲について ユニバーサルサービスの範囲は、国民生活に必要な最小限のコミュニケーション手段に限定することが必要と考えますので、現状どおり「加入電話」「公衆電話」「緊急通報」とする答申案に賛同します。 【株式会社ケイ・オプティコム】	

ユニバーサルサービスの範囲として、引き続き、加入電話、第一種公衆電話、緊急通報とすることについて、賛成します。 なお、携帯電話については、現時点でも、すでに加入電話の加入者数を大きく上回り、固定電話を有さない住居も存在する等、国民生活に不可欠なサービスになっていると評価することも可能です。 従って、「2010 年代初頭以降」の検討においては、サービスの普及、料金水準、利用動向等の分析・評価について、単純な数値の比較のみならず、消費者のニーズやコスト負担意識等も加味して検討することが必要と考えます。 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	
意見8 ユニバーサルサービスの範囲の見直しは急務。特に公衆電話をユニバーサルサービスの対象とすることの可否については、更なる詳細な検討が必要。	考え方8
・「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきもの」というユニバーサルサービスの趣旨に鑑みれば、ユニバーサルサービスの範囲は状況の変化等に応じて適宜見直しを行うべきであり、ユニバーサルサービス制度の運用開始から約6年（平成14年6月の改正電気通信事業法の施行より）が経ち、電気通信サービスの多様化・高度化が急速に進んでいることを考慮すると、ユニバーサルサービスの範囲の見直しは急務であると考えます。特に公衆電話については、携帯電話の普及等により、その期待される役割に変化が生じて来ていることから、更に詳細な検討が必要と考えます（詳細意見は後述します）。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	ご指摘のとおり、ユニバーサルサービスの範囲については、状況の変化等に応じて適宜見直しを行うべきものである。 今次の見直しにおいては、制度稼働後の対象サービスの動向、携帯電話、光IP電話等の他の電気通信サービスの普及状況等を踏まえ検討を行った結果、「加入電話」、「公衆電話」及び「緊急通報」を、引き続きユニバーサルサービスの範囲とすることが適当である。

ア 加入電話

意見9 加入電話を引き続き、ユニバーサルサービスの範囲とすることに賛同。	考え方9
加入電話については、当面、答申案のとおりユニバーサルサービスの対象であるものと考えます。 【東日本電信電話株式会社】	－

加入電話については、当面、答申案のとおりユニバーサルサービスの対象であるものと考えます。 【西日本電信電話株式会社】	
制度の安定性・信頼性確保の観点から、NTTの在り方の議論までの間は、ルール of 枠組み変更は行うべきでなく、現行の方式を継続する答申案の結論が妥当と考えます。 【KDDI株式会社】	
意見10 携帯電話をユニバーサルサービスの範囲と整理することの可否については、①サービスが急速に高度化しており、ユニバーサルサービスになじまない、②加入電話と同水準の公平で安定的な提供が困難、という特性を踏まえた慎重な検討が必要。	考え方10
携帯電話については、答申(案)に示されている普及状況や料金水準、利用実態に加え、携帯電話の持つ以下のような特性を含めて慎重な検討を行う必要があると考えます。 ①携帯電話は、競争環境の中、技術革新に伴いサービスが急速に高度化・多様化しているため、特定のサービスを維持するというユニバーサルサービスの概念に馴染まない。 ②携帯電話の技術的特性により、電波が面的にカバーするエリアであっても、不感地帯が発生したり、また、混雑時にアクセスできない等、加入電話と同水準の公平で安定的な通信を提供することが難しい。 【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】	携帯電話については、次期以降の見直しに向けて、そのサービスの普及状況、料金水準、利用動向等を注視し、ご指摘の点も踏まえ、検討を行うことが必要と考える。

イ 公衆電話

意見11 第一種公衆電話を引き続き、ユニバーサルサービスの範囲とすることには賛同するが、今後の利用状況の変化等に配慮しつつ、継続的な検討が必要。	考え方11
また、第一種公衆電話については、現時点ではユニバーサルサービスの対象であると考えますが、携帯電話の普及により利用が年々減少(H16～H19 NTT東西計年平均▲17%)しており、今後の利用状況や社会的コンセンサスの変化に配慮しつつ検討する必要があると考えます。 【東日本電信電話株式会社】	公衆電話については、次期以降の見直しに向けて、ご指摘の点も踏まえ、ユニバーサルサービスの対象とすることの可否を検討することが必要である。

また、第一種公衆電話については、現時点ではユニバーサルサービスの対象であると考えますが、携帯電話の普及により利用が年々減少(H16～H19 NTT東西計年平均▲17%)しており、今後の利用状況や社会的コンセンサスの変化に配慮しつつ検討する必要があると考えます。 【西日本電信電話株式会社】	
引き続き、公衆電話をユニバーサルサービスの範囲とすることについては賛同します。 ユニバーサルサービス制度と公衆電話の在り方については、「不可欠性」等のユニバーサルサービスの要件を国民の生活様式や外部環境の変化を踏まえた上で継続的に検討することが必要です。 また、公衆電話の維持・負担の在り方について見直す際は、携帯電話等新しいサービスが、もともと、公衆電話を代替することを想定して開発・提供されたものではないことに留意し、公衆電話に求められる全ての社会的要請を、他の新しいサービスにも同等に求めることは適当ではないと考えます。 【KDDI株式会社】	
第一種公衆電話に対する補填額は、以下のとおり顕著な上昇傾向にあるといえます。 ・平成 17 年度 3,083[百万円] ・平成 18 年度 4,244[百万円]前年度比 137.7% 第一種公衆電話を引き続きユニバーサルサービスの範囲とすることには賛成しますが、補填額の抑制のための検討は今後、適宜、継続的に行う必要があると考えます。 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	
意見12 公衆電話をユニバーサルサービスの範囲に含めるかについては、必要とされる理由等携帯電話の代替可能性等についての議論を踏まえ、より詳細な検討が必要。	考え方12
・ 公衆電話は、携帯電話の普及等による利用の減少により、営業収入が減少の一途を辿っている状況であり、ユーザが公衆電話に期待する役割も変化してきているものと考えられます。従って、公衆電話については、そもそもの提供の在り方について、一時的なアンケート等の結果を参考とすることだけに留まらず、必要とされる理由・目的、最低限具備すべき機能、携帯電話の代替可能性等について、今後も更に具体的な議論を継続的に行うべきであり、これらの議論を踏まえて、公衆電話の在り方やユニバーサルサービスの範囲に含める	公衆電話の役割を完全に代替できる戸外の通信手段は、携帯電話を含め、いまだ登場してきていない等の理由から、公衆電話をユニバーサルサービスの範囲とすることが必要である。 今後、公衆電話を代替する戸外の通信手段が登場する場合には、ユニバーサルサービスの対象とすることの可否を検討することが必要であると考えます。

か否か等について詳細に検討する必要があると考えます。 ・ 仮にそうした詳細検討の結果、第一種公衆電話設置の必要性が引き続き認められる場合であっても、現状、東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」という。）殿及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」という。）殿（合わせて以下、「NTT 東西」という。）において毎年赤字を計上している状況を容認するのではなく、NTT 東西殿に対し更なる効率的事業運営を追求すべきと考えます。そのためにも、NTT 東西殿に対して公衆電話運営に係る更なる情報開示を求めるべきであり、開示されたデータを元に、第一種公衆電話の設置基準（どの程度の台数をどの場所に設置すべきか）や維持方法（設置主体がどこであるべきか）等の在り方についても、継続的に議論を行うべきと考えます。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	
--	--

第2節 コスト算定・負担方法

意見13 コスト算定方法の検討の前提として、適格電気通信事業者への補てんの必要性についての検討が必要。	考え方13
・ 基金制度は、ユニバーサルサービスの確保が基金なしでは困難とされる場合にのみ、その発動がはじめて認められるべきものであり、基金制度におけるコスト算定方法の検討の前に、まずは基金なしでのユニバーサルサービス確保の可能性を徹底的に追求するとともに、NTT 東西殿への補てんの必要性について更に踏み込んだ検討を行う必要があると考えます。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	（考え方5に同じ）

- ア 現行のコスト算定方法
- イ 現行のコスト負担方法
- ウ 現行のコスト算定・負担方法の課題
- エ コスト算定・負担方法の検討

意見14 加入電話のコスト算定・負担方法について、現行の方式を継続することに賛同。	考え方14
・加入電話 答申案に賛同し、負担方法として引き続き現行の「全国平均＋標準偏差の2倍」をベンチマーク水準とすることが適切。また算定方法としても、引き続き電気通信番号ベースが適当と考えます 【フュージョン・コミュニケーションズ株式会社】	—
加入電話のコスト算定方法については、答申案のとおり、ベンチマーク水準を全国平均費用に戻すことが本来の在り方であると考えますが、基金の利用者負担の抑制という観点から現行の方式を継続することはやむを得ないと考えます。その場合、昨年度の制度見直しの議論を踏まえ、「き線点RT～GC間中継伝送路コスト」については当面、接続料で回収せざるを得ないと考えます。 【東日本電信電話株式会社】	
加入電話のコスト算定方法については、答申案のとおり、ベンチマーク水準を全国平均費用に戻すことが本来の在り方であると考えますが、基金の利用者負担の抑制という観点から現行の方式を継続することはやむを得ないと考えます。その場合、昨年度の制度見直しの議論を踏まえ、「き線点RT～GC間中継伝送路コスト」については当面、接続料で回収せざるを得ないと考えます。 【西日本電信電話株式会社】	
(ア)加入電話 現在は制度の周知・広報を通じてコスト算定・負担方法がようやく浸透してきた段階であり、頻繁に制度を変更することは望ましくありません。 従って、コスト算定方法・負担方法の双方とも現行制度のまま継続する「案4」が、次期に適用する案として適当と考えます。	

<コスト算定方法> 本来NTSコストは、基本料コストとして回収されるべきものと考えます。 しかしながら、前回見直しにおいて、番号単価の上昇等を回避する等の観点から、「あくまでも当分の間の措置」として「き線点RT-GC間伝送路コスト」を接続料のコストへと修正が行われました。 見直し時の状況や趣旨を考慮すれば、PSTNの移行に関する情報開示が行われる等の事情変更がない現段階で、コスト算定方法を変更することには慎重であってやむを得ないものと考えます。 【KDDI株式会社】	
意見15 NTSコストの負担の在り方を本来あるべき姿に近づけるという意味では、案⑦の採用は十分に取れる選択肢である。	考え方15
(エ) 今後のコスト算定・負担方法の考え方 ・そもそも NTS コストは基本料対応コストであることを考慮すると、本来は答申(案)P15 に記載する案①があるべき姿であり、政策論としては長期的に案①のあるべき姿に如何に近づけるかを検討すべきと考えます(案①の場合に、ユニバーサルサービスに対する補てん額が答申(案)の試算上、上昇している点については、前述の「(ア)コスト算定方法の考えうる選択肢」の箇所で記載した各種収入の考慮やコストの効率化等で対処すべき問題であると考えます)。従って、ユニバーサルサービスに対する補てん額の急激な上昇を回避しつつ、NTS コストの負担の在り方を本来あるべき姿に近づけるという意味では、案⑦の採用は十分に取れる選択肢であると考えます。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	制度の趣旨からは、ベンチマーク水準を全国平均費用に戻すことが本来のあり方であるが、利用者転嫁が続く状況においては、接続料水準への影響に配慮しつつ利用者負担の抑制を図るとともに、制度の安定性を確保するためには、現行方式を適用することが最も適切である。
意見16 公衆電話及び緊急通報について、適格電気通信事業者の経営及びネットワークの更なる効率化を要望する。	考え方16
・第一種公衆電話／緊急通報 特に公衆電話サービスの費用増大を抑え、更なる経営・NWの効率化をNTT東西殿へ要望します。 【フュージョン・コミュニケーションズ株式会社】	ユニバーサルサービス制度の稼働に際しては、適格電気通信事業者であるNTT東・西における基礎的電気通信役務収支が赤字であることが前提となるため、同制度に基づく交付金の交付を受けるNTT東・西においては、一層の経営効率化を行い、赤字の

	縮小に努めることが求められる。したがって、NTT東・西においては、引き続き、ユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化に努めていくことが適当である。 なお、当審議会においては、NTT東・西に対し経営効率化の推進等の要望を行っており（平成18年情報通信審議会答申）、これに基づき、毎年度経営効率化の具体的方策の報告を求めているところである。
意見17 コスト負担方法について、電気通信番号ベースを継続することに賛同。	考え方17
電気通信番号数に応じて負担する現行の方式は、外形的な把握が容易であり、検証可能性・簡素性が高い仕組みとなっていることから、答申案のとおり、継続することが適切であると考えます。 【東日本電信電話株式会社】	—
電気通信番号数に応じて負担する現行の方式は、外形的な把握が容易であり、検証可能性・簡素性が高い仕組みとなっていることから、答申案のとおり、継続することが適切であると考えます。 【西日本電信電話株式会社】	
＜コスト負担方法＞ 現行制度の電気通信番号ベースのコスト負担方法は、適格事業者であるNTT東・西に、どの程度の規模で補填が行われているのか、ユニバーサルサービスの全関係者がチェックすることが可能な自律的仕組みです。 番号単価を算出し、お客様請求書に明示するという現在のコスト負担方法は、関係者間のキャッシュの流れの分かり易さや、透明性の高さといった利点があり、引き続き、維持していくことが望ましいと考えます。 【KDDI株式会社】	
（イ）コスト負担方法の考えうる選択肢 仮に基金による補てんが不可避という状況になった場合のコスト負担方法の在り方については、通信料ベースでの拠出方式は、制度が複雑になる上、制度変更に伴う運用変更等により利用者への混乱を招くとともに、負担事業者における追加的な対応が発生するといった	

問題があり、望ましくないものと考えます。従って、仮に基金による補てんが不可避な状況が当面の間継続するのであれば、答申(案)で示されているとおり、制度の安定的運用に注力することに力点をおき、現行の電気通信番号ベースのコスト負担方法を継続すべきと考えます。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	
意見18 負担の利用者転嫁を禁止すべき。	考え方18
1. 加入電話のコスト算定・負担方法について (1) 基本的立場 コスト負担事業者に対しては利用者への転嫁を禁止すること。 【通信産業労働組合】	ユニバーサルサービス制度に基づく負担金は、受益者負担の原則に基づき接続電気通信事業者等が負担するしくみとなっており、負担事業者が当該負担金を、経営努力によって内部吸収するか、あるいは利用者に負担を求めるかについては、各事業者がその判断において決定されるものである。
意見19 負担の利用者転嫁について、統一的な取扱いを制度化すべき。	考え方19
1. 2009～2011年度(平成21～23年度)のユニバーサルサービス制度について (4) コストの負担方法について ユニバーサルサービス料は、事業者負担にせよ、利用者負担にせよ、結果的には利用者に負担いただいていることに変わりはないと考えますので、利用者転嫁をするか否かについて、事業者の経営判断等に委ねるのではなく、統一的な取扱いを制度化すべきであると考えます。 【株式会社ケイ・オプティコム】	(考え方18に同じ)
意見20 NTT東・西に対する補てんの必要性については、無形の利益、光アクセスサービス等の他サービス収入等を考慮し、その可否を判断すべき。	考え方20
(ア) コスト算定方法の考えうる選択肢 ・ NTT 東西殿に対する補てんの必要性については、特に以下の項目についての詳細検討を行い、補てんの可否について判断すべきと考えます。 - 無形の利益の考慮 - 光アクセスサービス等、他サービス収入の考慮 - 基本料の在り方に関する見直し - NTT 東西殿におけるより一層の効率化の推進	NTT東・西に対するユニバーサルサービスの交付金の交付等に当たっては、基礎的電気通信役務収支表の公表を受け、各対象サービスごとの収支状況を踏まえて、審査が行われているところであり、引き続き、従前の方法で行うことが適切であると考えらる。

-電電公社時代から有している不動産の含み益や遊休資産売却益の扱い -NTT 都市開発株式会社殿における含み益の扱い 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	
意見21 モバイルデータ通信サービスに利用される電気通信番号は負担の対象外とすべき。	考え方21
制度の安定性の観点からは、現行の方式を採用する点について賛同します。 ただし、現行制度では、モバイルのデータ通信サービスのみに付与された電気通信番号について、音声伝送との関係が存在せず、ユニバーサルサービスから受益をうけていないにもかかわらず、算定対象に含まれる状況となっています。 モバイルのデータ通信サービスは、コスト負担方法の電気通信番号とした平成 17 年と比べてみても、市場の拡大が顕著であり、今後の 3 年間においても更にその成長性が見込まれており、受益者負担の原則や負担の公平性に抵触している市場規模が大きくなると推測できます。 また、負担を利用者に転嫁する場合にも利用者の理解をえるための合理的説明を行うことが困難であるといえます。 そのため、今次の見直しにおいて、負担の対象外とすることによって、より公平性の高い負担方法を確保すべきと考えます。 なお、この負担対象外とする変更については、通信事業者が自らデータ通信サービスのみに利用する電気通信番号数の把握を行うことが比較的容易であると考えられることから、業務の煩雑性など実現に向けたハードルは極めて低いと考えます。 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	ご指摘の電気通信番号は、音声通信に使用することが可能な番号であり、これを経営判断として機能を限定したサービスに適用しているものであることから、これを負担の対象外とすることは適当ではないと考える。

オ IP化の進展に伴うコスト算定方法の見直し

意見22 光IP電話に移行した回線数を加算する補正を行うことに賛同。	考え方22
また、今回の答申案において光IP電話への移行回線分を加算するとしたことは、現行算定上の仕組みでは、IP化の進展に伴い加入電話総体の回線数は減少している一方でユニバーサルサービス基金の補填対象となる高コスト地域の加入電話回線数は減少していないにもかかわらず、加入電話総体の回線数が減少するとユニバーサルサービス基金補填対象額が減少すると	—

いった課題に対処するために実施するものであり、次期フェーズにおいて、光IP電話をユニバーサルサービスの対象に加えるかどうかについては別途検討するものと理解しています。 加えて、今回の答申案における補正については、一定の改善は図られるものと考えますが、今後も引続き高コスト地域の加入電話を安定的に提供するためには、上記見直しで十分かどうかを含め検討を深めていく必要があると考えます。 【東日本電信電話株式会社】	
また、今回の答申案において光IP電話への移行回線分を加算するとしたことは、現行算定上の仕組みでは、IP化の進展に伴い加入電話総体の回線数は減少している一方でユニバーサルサービス基金の補填対象となる高コスト地域の加入電話回線数は減少していないにもかかわらず、加入電話総体の回線数が減少するとユニバーサルサービス基金補填対象額が減少するといった課題に対処するために実施するものであり、次期フェーズにおいて、光IP電話をユニバーサルサービスの対象に加えるかどうかについては別途検討するものと理解しています。 加えて、今回の答申案における補正については、一定の改善は図られるものと考えますが、今後も引続き高コスト地域の加入電話を安定的に提供するためには、上記見直しで十分かどうかを含め検討を深めていく必要があると考えます。 【西日本電信電話株式会社】	
意見23 NTT東・西は自ら加入電話から光IP電話への移行を進めており、光IP電話に移行した回線数を加算する補正は実施すべきでない。	考え方23
NTT東・西がPSTNの移行に関する情報開示を行わない限り、その結果として生じることが想定される加入電話回線数の継続的な減少や補正の必要性等に関する詳細な議論は、不可能であると考えます。 加えて、加入電話から光IP電話への移行は、NTT東・西が経営判断によって行っているものであり、ユニバーサルサービス制度によって補助することが、サービスの安定的運用に不可欠であるとまでは考えられません。 また、コスト算定方法を補正する際に、番号単価が想定した水準にとどまらなかったこと等を理由に、翌年さらに再補正されるようなことがあっては、制度の安定性・信頼性を損ないかねません。補正額の多寡によって補正の是非が判断されるべきではなく、仮に補正するとしても補正の必要性についてPSTNの移行計画を踏まえた関係者全体のコンセンサスを予め得ることが重要	現行の加入電話のコストの算定方法においては、ベンチマーク方式を採用していることから、加入電話から光IP電話への移行の進展により、加入電話の維持コストは減少しない一方で、ベンチマーク水準の上昇等により補てん対象額が減少することとなり、高コスト地域における加入電話のユニバーサルサービスの維持が困難になるおそれがある。このため、光IP電話に移行した回線数を加算する補正を行い、ベンチマーク水準等を影響を受ける前の状態に戻すことが必要であると考えます。

と考えます。 【KDDI株式会社】	
1. 2009～2011年度(平成21～23年度)のユニバーサルサービス制度について (3)コストの算定方法について NTT東西の自らの事業戦略に基づいて、加入電話から光IP電話への移行が進められている状況にもかかわらず、その影響を考慮して、答申案にあるような「加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正」を行うことは、不適当と考えます。 【株式会社ケイ・オプティコム】	
・ 答申(案)は、加入電話回線数が減少傾向にある中、現行のベンチマーク方式を維持した場合にユニバーサルサービス費用の一定割合としている補てん対象額が減少すること及びNTT 東西殿にユニバーサルサービス提供義務が課されており加入電話維持コストを減らすことが容易ではないという理由により、「加入電話から光 IP 電話に移行した回線数を加入者回線数に加算するという補正方法」(以下、「IP 補正」という。)を採用することが「現時点ではもっとも適切と考えられる」としています。しかしながら、本来、補てんを実施せずユニバーサルサービスを維持するということが第一に検討されるべきであるという視点で考えた場合、IP 補正による補てん額維持は、以下の理由により実施すべきでないと考えます。 ・ まず、加入電話回線数が減少しても加入電話維持コストを減らすことが容易でないという点について、未だ十分な検討がなされているとは言えず、更なる検討が必要と考えます。具体的には、NTT 東西殿から加入電話網から IP 網への移行に関する計画に係る情報の開示を求め、移行計画やそれに伴い発生する加入電話維持コストの妥当性等について詳細な検証を行うことが必要と考えます。 ・ また、加入電話の減少が光 IP 電話だけに起因するものでないにもかかわらず、光 IP 電話のみを IP 補正の対象とすることにも疑問があります。答申(案)では「光 IP 電話がユニバーサルサービスに加わることも想定されるところであり、(中略)過渡的な対応として、現時点では最も適切と考えられる」とされていますが、光 IP 電話をユニバーサルサービスの対象とすべきか否か、また仮に対象とする場合にユニバーサルサービスにおける加入電話との関係をどのように整理すべきか等の課題について議論が尽くされていない現状を考慮すると、光 IP	

電話が今後ユニバーサルサービスとなることを前提とした結論の導出は望ましくないものと考えます。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	
加入電話から光 IP 電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算することについては、NTT 東・西における内部補填の原資の減少化等を理由として行うものであるとされていますが、それを許容すべき根拠は未だ十分に説明がなされていないと考えます。 加入電話から光 IP 電話への移行は、NTT 東・西自身の FTTH 拡販のための販売施策の一環として行われてきているものであり、一義的には NTT 東・西の経営効率化及び経営努力により埋め合わせることが必要であり、加入電話から光 IP 電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算する補正を安易に実施すべきではないと考えます。 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	
意見24 IP化の進展に伴うコスト算定方法の見直しを行う前に、メタルケーブルの撤去等、負担額増大を抑制する施策を検討すべき。	考え方24
IP化の進展に伴う補正の前に、負担額増大を抑制する施策を検討するべきと考えます。 ・ 光IP電話に移行し使われないメタルケーブルは撤去できるよう、利用者も含めた制度の見直し。 ・ メタル回線を撤去した場合の費用削減額とメタル回線への戻り需要（新規回線の敷設費用）との費用比較検証。 【フュージョン・コミュニケーションズ株式会社】	次期以降の制度の見直しに際しては、ご指摘のとおり、社会的コスト増を避けるため、光IP電話のユニバーサルサービス化の検討とともに、PSTNの撤去等を認めることの要否を検討することが必要である。
意見25 光IP電話については、加入電話の基本料水準以下とすること。また、コスト負担においては、光IP電話の利益も含めて補てんを行うこと。	考え方25
1. 加入電話のコスト算定・負担方法 (2) 光IP電話への移行過程における考え方 加入電話(PSTN)から光IP電話(IP網)への移行過程においては、移行完了まで、①誰もが利用可能な料金で利用できること、②地域間格差なくどこでも利用可能であること、の原則に立ち、電話サービスのみの利用については加入電話の基本料金水準以下とすること。また、コスト負担においては、光IP電話の利益を含めて補てんを行なうこと。 【通信産業労働組合】	ご指摘の光IP電話の基本料金水準については、今回の意見招請の対象ではない。なお、2010年代初頭以降において、光IP電話のユニバーサルサービス化を検討する際には、その料金水準についても勘案することが必要である。 また、現在、光IP電話はユニバーサルサービスの範囲ではないことから、コスト算定・負担方法において、光IP電話の利益を勘案することは適切でない。

カ コスト負担事業者の範囲

意見26 ユニバーサルサービス設備と接続等することにより受益をする全ての電気通信事業者 に応分の負担を求めるべき。	考え方26
1、加入電話のコスト算定・負担方法について (1)基本的立場 ユニバーサルサービス制度のコスト算定と費用負担については、適正で実情に見合ったコスト算定をもとに、ユニバーサル設備に接続して事業を行う全ての事業者に応分な負担を求めることを基本とすること。 【通信産業労働組合】	コスト負担方法については、制度の安定性の確保等を図るため、電気通信番号ベースを継続することが適切である。 この場合、中継系事業者が負担対象から外れるが、中継系事業者は、平成19年度のコスト算定方法の見直しに伴い、従来、基本料費用とされていたき線点RT-GC間伝送路コストを接続料として負担していることから、一定の負担をしており、負担の公平性を確保しうると考える。
意見27 負担事業者の基準を廃止すべき。	考え方27
1. 2009～2011年度(平成21～23年度)のユニバーサルサービス制度について (4)コストの負担方法について また、仮に現状どおりとしても、広くユニバーサルサービスを支えるという観点から、稼働電気通信番号を保有する全ての事業者を対象とする仕組みとすることが適当であり、負担事業者の基準は撤廃すべきであると考えます。 【株式会社ケイ・オプティコム】	平成19年度認可における、収益が10億円以下の電気通信事業者の稼働番号数や収益を勘案し、支援機関の業務の簡素化の観点も踏まえて検討を行った結果、現時点においては、当該基準を変更する状況にはないと考える。

第3節 制度の運用等

意見28 制度の運用については、利用者参加の監視機能を持つ機関を設けて行うべき。	考え方28
2、ユニバーサルサービス制度の運用方法について ユニバーサルサービス制度の運用については、現行の事業者主導の支援機関ではなく、利用者参加の監視機能を持つ機関を設けて行なうこと。	支援機関においては、電気通信事業法に基づき、支援業務諮問委員会が設置されており、消費者代表の委員も任命されているところである。

【通信産業労働組合】	また、同機関においては、消費者保護の観点から、交付金や負担金の算定根拠等について、情報公開に努めているところであり、こうした取組みが引き続き行われることが適当である。
------------	---

ア 周知広報等

意見29 行政、事業者は引き続き周知・広報の充実を図るべき。	考え方29
利用者へのご負担については、ご理解を深めて頂くため、周知・広報を継続して努めてまいります。 【フュージョン・コミュニケーションズ株式会社】 負担事業者は、ユニバーサルサービスに関して個別パンフレット、総合カタログ、ホームページ、請求書同封物等を活用し様々な周知活動を行っていますが、基本的にその告知対象は自社の契約者に限定されることとなります。ユニバーサルサービス制度が広く国民一般に関わる制度であることを考慮すると、本制度について全ての国民に対して更なる浸透を図る必要があるものと考えますが、上記のとおり個別事業者の周知活動ではその効果も限界があることから、引き続き行政による周知活動の充実化を図って頂くことを希望します。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	行政、事業者等は、ご指摘の点も踏まえ、今後も消費者保護の観点からユニバーサルサービス制度に係る周知・広報の一層の充実を図るとともに、当該周知・広報に当たっては、互いに協力し、効果的・効率的な実施に努めることが適当である。

イ 基本料の取扱い

意見30 加入電話の基本料の級局別格差の是正については、NTT東・西において、早急かつ適切に対応されるべき。	考え方30
同コストの一部をユニバーサルサービス料により、国民全体で負担していることをNTT東西殿から利用者に認識して頂き、基本料体系の見直し（級局別格差の是正）について、早急に対応されることを要望します。 【フュージョン・コミュニケーションズ株式会社】 ユニバーサルサービス制度の見直しを議論するにあたっては、前述のとおり基本料級局格	当審議会においては、平成18年11月の答申において、NTT東・西に対し、基本料体系のあり方に関する検討の継続を要望しているところであり、NTT東・西においては、同要望を踏まえて適切に対応されることが求められる。

差の是正も含めた基本料の在り方についても検討し、その上で基金による補てんの要否を判断すべきものと考えます。 ・ 現行の基本料体系は、同一料金体系が適用される区域の加入者数が多い場合に料金水準が高いという効用料金の考え方に基づいていますが、平成 18 年 11 月 18 日付情報通信審議会答申にも示されているとおり、現在、一律料金を採用している競争事業者の存在や IP 電話の急速な普及等により、級局区分採用当初から市場構造が大きく変化している状況にあります。このような市場の変化に鑑みた場合、効用料金の考え方を引き続き採用することの是非について検討を行う必要があるものと考えます。この点については、同答申においても検討が要望されているところ※ですが、その後議論は何ら進展していない状況にあることから、まずは NTT 東西殿に対し検討結果の早期公表を促し、総務省殿におかれてはその検討結果を踏まえて、速やかに NTT 東西殿の基本料の在り方について具体的な検討を開始すべきと考えます。 ※ 平成 18 年 11 月 18 日付情報通信審議会答申より抜粋：「基本料体系を具体的にどのように見直すかについては、原則としてNTT東・西の経営判断に委ねられるべきであるが、NTT東・西において、IP化の進展等の市場構造の変化を踏まえた基本料体系の在り方について検討を継続し、当該検討の結果、基本料体系を見直す場合には、速やかに総務省に報告し、これを公表すること」 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	
ユニバーサルサービス制度が稼働しているにもかかわらず、利用者料金のリバランシング等を行わないのは、NTT 東・西自らが出来る経営努力を果たした状態にあるとはいえないため、早急に検討結果を示すべきと考えます。 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	

第2章 2010年代初頭以降のユニバーサルサービス制度

意見31 ユニバーサルサービス制度の在り方の方向性について見通しをつけることは有意義。 その在り方の検討に当たっては大所高所になつて議論することが必要。	考え方31
■「2010年代初頭以降(第2章)」について 将来的なユニバーサルサービス制度の在り方を検討し、制度の方向性について見通しをつけることは大変有意義なことと考えます。 なお、現行制度のフレームワークに必ずしも囚われないことになっているものの、ユニバーサルサービスの存在意義を始めとして、利用者にとって制度がもたらす受益度の高いサービスは何か、基金の存続、拠出の可否など制度の基盤となる内容についても、その在り方について大所高所になつて議論していくことが必要と考えます。 とりわけ、ユニバーサルサービスの範囲については、通信市場の利用者ニーズの高さを考慮する場合、携帯電話は、固定電話と比較して現在でも同等もしくはそれ以上に、利用者にとっては生活上不可欠なサービスになっていると考えますので、このフェーズにおいては、携帯電話をユニバーサルサービスの範囲とするか否かについて、上述したとおり現行制度のフレームワークに囚われることなく評価をおこなうことが必要な時期にきているものと考えます。 また、この検討は、密接に関連する利用者料金施策、ドミナント規制等の競争促進施策、NTT法の見直しなどNTTグループの再々編といった制度課題に対して、それぞれに対する相関関係を整理しながら、パッケージとしての検討をおこなうことも可能とし、今後のユニバーサルサービス制度の方向性を見定める上でも有益と考えます。 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	—

第1節 2010年代初頭以降(第1期)

意見32 2010年代初頭以降のユニバーサルサービス制度の課題の検討には、NTT東・西のPSTNの移行に関する情報開示が必要。	考え方32
答申案は、2010年代初頭以降を「光IP電話の加入者が音声電話の利用者総数の過半を占めることとなった時点から、PSTNからIP網への移行が完了するまで」と「PSTNからIP網への移行が完了した後」の2段階に分けて、将来的な課題の検討を行っています。 しかし、これらの課題を検討するためには、NTT東・西の具体的なPSTNの移行に関する情報開示と、移行時期についての関係者間のコンセンサスが前提条件となるものと考えます。 NTT東・西は早急に情報開示を行い、公の場での移行に関する検討が開始できるようにするべきです。 【KDDI株式会社】	(考え方2に同じ)
意見33 2010年代初頭以降のユニバーサルサービスの範囲については、加入電話との代替性等を十分検証し、具体的なサービスの特定を慎重に行うべき。	考え方33
2. 2010年代初頭以降のユニバーサルサービス制度について (1)ユニバーサルサービスの範囲について 将来的なユニバーサルサービスの範囲については、加入電話との代替性やサービスの提供状況、競争の進展状況等を十分検証のうえ、具体的なサービスを慎重に特定する必要があります。 特に、競争状態にあるサービスを、新たにユニバーサルサービスとする場合は、競争環境に悪影響を与えることのないよう、十分配慮した仕組みとしていただく必要があると考えます。 【株式会社ケイ・オプティコム】	2010年代初頭以降のユニバーサルサービスの範囲の検討に当たっては、ご指摘のとおり、加入電話との代替性等を十分に検証することが必要であると考えます。
意見34 次期ユニバーサルサービスは、①国民の高度な文化的生活と教育の実現、②提供に必要な情報通信インフラの効率的な構築・整備の推進、③NTT東・西のアクセス回線網分離の実現及び設備共用等の推進、を要件とするものとする。	考え方34
・ 弊社共で考える次期ユニバーサルサービスの要件は以下のとおりです。 － 全ての国民に対する高度な文化的生活と教育を実現すべく、ユニバーサルアクセスを確保し、時代に対応したユニバーサルサービス(基本的な音声通話、緊急通報、ブロードバ	今後の検討に際し、参考にさせていただきたい。

ンド(一定普及後))の提供を確保すること。 - 各事業者による競争環境下での設備構築や、地方自治体による公的な情報通信インフラ整備等、ユニバーサルサービス提供に必要な情報通信インフラの効率的な構築・整備を推進すること。 - 効率的に整備した情報通信インフラを全ての電気通信事業者が公平に利用できる環境(ルール)を整備し、自由なサービス競争の実現のため、NTT 東西殿のアクセス回線網分離の実現や設備共用等を推進すること。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	
意見35 次期ユニバーサルサービス制度の検討に当たっては、基金による補てんなしでユニバーサルサービスの提供を実現することを検討すべき。	考え方35
・ 次期ユニバーサルサービス実現については、まずは基金制度による補てんによらない方策を検討すべきであると考えます。しかしながら、答申(案)においては、2010 年代初頭以降のユニバーサルサービス制度の検討も十分ではない現段階で、「コスト算定・コスト負担方法」という項目が盛り込まれている等、基金制度による補てんを前提とした検討の方向が示されており、この点は問題であると考えます。従って、弊社共は、まずは基金による補てんなしに、どのようにしてユニバーサルサービスの提供を実現すべきかという検討プロセスを必須のものとして、次期ユニバーサルサービス制度の検討項目に組み入れることを要望します。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	2010年代初頭以降のユニバーサルサービス制度の検討に当たっては、ご指摘のとおり、対象サービスに対する補てんの要否も含め、検討することが必要であると考えます。
意見36 次期ユニバーサルサービスの検討に当たっては、その在り方を根本から検討することが必要。	考え方36
・ 答申(案)においては、2010 年代初頭以降の第1 期におけるユニバーサルサービス制度として、現行制度に光 IP 電話を加えたものとする方向性が示されていますが、電気通信業界における状況変化の激しさを考慮すると、次期ユニバーサルサービスは現行制度を単純に継承するのではなく、上記に述べた諸要件等を含め、ユニバーサルサービスの在り方を根本から検討する必要があるものと考えます。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	2010年代初頭以降(第1 期)は、依然として加入電話の利用者が相当数残存しつつも、光IP電話の加入数が固定音声電話の利用者総数の過半を占めるという段階であり、当該期間においては、光IP電話のユニバーサルサービス化の検討等を行うこと必要であると考えます。
意見37 次期ユニバーサルサービス制度の検討にはかなりの時間を要することが想定されるため、現時点から継続的に具体的な議論を行っていくことが必要。	考え方37

・次期ユニバーサルサービスへの移行に関しては、様々な課題について検討が必要となること、また制度も大幅に変更となる可能性があることから、その検討にはかなりの時間を要するものと想定されます。現行制度の導入も平成8年2月の電気通信審議会答申「日本電信電話株式会社の在り方について」におけるユニバーサルサービス確保への言及から約6年の議論を要したことを考慮すると、次期ユニバーサルサービスの議論にも少なくとも数年単位での議論が必要になるものと想定され、現時点から継続的に具体的な議論を行っていく必要があるものと考えます。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	2010年代初頭以降のユニバーサルサービス制度の在り方の検討に当たっては、事前に論点検討に資する諸課題の整理を行う等、ご指摘の点も踏まえ、継続的に準備を進めていくことが適当であると考えます。
---	--

ア 光IP電話の扱い

意見38 光IP電話をユニバーサルサービスの対象と整理することについて検討する場合には、地域特性を踏まえたユニバーサルサービスの提供方法や光IP電話の競争の実態等を勘案した検討が必要。	考え方38
将来、光IP電話をユニバーサルサービスの対象と整理することについて検討する場合においては、PSTNからIP網への移行方法等の答申案にある論点や、地域特性を踏まえたユニバーサルサービスの提供方法、都市部や法人市場における光IP電話の厳しい競争の実態等も勘案し検討することが必要であると考えます。 【東日本電信電話株式会社】	光IP電話をユニバーサルサービスの範囲と整理することについては、ご指摘の点も踏まえ、検討する必要があると考えます。
将来、光IP電話をユニバーサルサービスの対象と整理することについて検討する場合においては、PSTNからIP網への移行方法等の答申案にある論点や、地域特性を踏まえたユニバーサルサービスの提供方法、都市部や法人市場における光IP電話の厳しい競争の実態等も勘案し検討することが必要であると考えます。 【西日本電信電話株式会社】	
意見39 光IP電話の扱いについては、加入電話との同等性を追求し、ユニバーサルサービスと位置づけるべき。	考え方39
3、2010年代初頭以降のユニバーサルサービス制度について	光IP電話をユニバーサルサービスの範囲と整理することにつ

ユニバーサルサービスについて、①国民生活に不可欠なサービスであること②誰もが利用可能な料金で利用できること③地域間格差なくどこでも利用可能であること、の基本的要件のもと、具体的には、通信産業労働組合が意見提起していた(別記「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方に関する意見」2000年9月18日参照)、災害時などにおける緊急通信の確保、情報弱者(生活困窮者や障がい者など)への対策、盗聴対策などのプライバシー確保をすすめること等を重点に、各通信手段について次の通り提言する。 (1)光IP電話について 加入電話と同等の品質維持と加入電話と同等性を有するサービスの提供を追求しながら、ユニバーサルサービスと位置づけること。 【通信産業労働組合】	いては、ご指摘のとおり、加入電話との同等性等を勘案し、検討することが必要であると考ええる。
意見40 光IP電話は基金による補てんの対象とする必要はない。 ・ 光IP電話については、現時点においては商業的サービスとして採算性を踏まえてその提供エリアを順次拡大していることを考慮すると、基金による補てんの対象とする必要はないものと考えます。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	考え方40 光IP電話のユニバーサルサービス化の検討に当たっては、光IP電話に対する補てんの必要性の要否も含め、コスト算定方法・負担方法を検討することが必要であると考ええる。
意見41 ユニバーサルサービス制度が競争政策と一体として創設されたことを踏まえると、競争政策が確立していない光IP電話について、ユニバーサルサービスの範囲とすることの検討を先んじて行うことは適切ではない。 光IP電話の扱いを検討するにあたり、ユニバーサルサービス制度の創設の意義について、整理すべきと考えます。答申案のp1に「地域における競争の進展状況を踏まえ、例えば、ユニバーサルサービス確保のための基金を設立するといった新たな制度について検討する必要がある」と記述されているとおり、ユニバーサルサービス制度は競争政策と一体として創設されたものとして認識しています。 光IP電話に関していえば、以下の項目のように競争政策が確立していないため、ユニバーサルサービス制度の範囲にするかどうかの検討を先んじて行うことは、適切でないと考えます。 ➤ 光IP電話の母体となるFTTHは、NCCが参入できるアンバンドルメニューが未だあるといえず、NTT東西の独占化の傾向が顕著である。	考え方41 光IP電話をユニバーサルサービスの範囲と整理することについては、当該サービスを巡る市場動向等も踏まえ、検討することが必要である。

➤ 電話サービスにおいても、マイラインのように通話部分がアンバンドルされておらず、競争が起こり得る状況にない。 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	
意見42 PSTNと光IP電話の双方で音声通話に係るユニバーサルサービスを確保するという整理がなされる場合、無駄な設備構築・維持を発生させず、相互補完的なユニバーサルサービスの確保が課題。	考え方42
・ 仮に光 IP 電話をユニバーサルサービスの対象とする場合、光 IP 電話が過半となる時期には PSTN もまだ相当数残存していることから、PSTN と光 IP 電話の双方で、音声通話に係るユニバーサルサービスを確保するという整理になると想定され、無駄な設備構築・維持を発生させずに、どのようにして相互補完的にユニバーサルサービスを確保していくのかが大きな課題となるものと考えます。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	光IP電話をユニバーサルサービスの範囲と整理することについては、ご指摘の点も踏まえ、検討をする必要があると考える。
意見43 仮に、PSTNの撤去等を認める場合であっても、当該撤去等に係るコストは、基本的にはNTT東・西が負担すべき。	考え方43
2. 2010年代初頭以降のユニバーサルサービス制度について (3)PSTN設備の撤去等について 今後のPSTN設備の取扱いについて、検討を深めることは必要と考えます。 但し、仮にPSTN設備の撤去等を認める場合であっても、具体的にはNTT東西自らの事業戦略によって進められることから、当該撤去等に係るコストについては、基本的にはNTT東西にて負担すべきであると考えます。 【株式会社ケイ・オプティコム】	今後の検討に際し、参考にさせていただきたい。
意見44 メタル回線の撤去については、光IP電話の扱いに関連して撤去ありきの議論をすることは避けるべきであるが、透明性の高い環境でできるだけ早期に検討を行うべき。	考え方44
メタル回線は、加入電話だけではなく、DSL としてブロードバンドにも用いられており、ADSL 事業者、ISP、050IP 電話事業者など多分野の事業者に関係が跨り、DSL の利用者也 2008 年 6 月時点でも 1,200 万人以上が存在します。 そのため、メタル線の撤去は、NTT 東・西のネットワーク移行に閉じた案件ではなく、答申案に	PSTNの撤去については、現在ADSL事業を行っている事業者の経営の根幹に関わる問題であり、メタルを撤去する場合の関係事業者への通知が接続約款のとおり4年前で十分かどうか等、課題についての十分な検討が必要であると考えます。

指摘された ADSL をはじめとした利害関係を有する事業者の経営の根幹に関わる極めて重大な課題であり、さらに利用者にとっては、光 IP 電話は FTTH サービスへの加入が前提となるものであり、このような環境の中でメタル線の撤去が行われれば、利用者は選択肢を失って現在の加入電話料金より高額な FTTH サービスの料金の支払いを選択せざるを得なくなるなど、利便性を大きく損なう結果になります。 したがって、上述の点をふまえるとすれば、メタル回線の撤去は、光 IP 電話の扱いをどうするかに関し、連鎖的な課題として撤去ありきの議論をすることは避けるべきであるものの、NTT 東・西の検討に任せるのではなく、利害関係を有する事業者を交えた透明性の高い環境で、出来るだけ早期に整理すべき項目から検討を行うべきと考えます。 また、その際、加入電話と光 IP 電話との代替性という主に利用者の利益の観点のみならず、PSTN と IP 網の代替性という事業者がサービスを展開する上での代替性もあわせて検討がなされるべきと考えます なお、メタル線の撤去を契機にして事業者が市場から撤退をせざるを得ない状況は避けるべきと考えます。 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	
---	--

イ 適格電気通信事業者

意見45 適格電気通信事業者の要件は、技術中立性を担保し、最も効率的にユニバーサルサービスを提供できる事業者とするべき。	考え方45
・ 適格電気通信事業者については、電気通信技術の進展を考慮しつつ、固定・無線等の区別なく、技術中立性を担保し、もっとも効率的にユニバーサルサービスを提供出来る事業者が選ばれるようにすべきと考えます。 ・ 制度の公平な運用を担保するためにも、適格電気通信事業者の選定に際しては、競争中立的な視点が不可欠であることは言うまでもありません。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	適格電気通信事業者の選定方法の検討に当たっては、ご指摘の点も勘案し、課題の整理を行い、検討を進めるべきと考える。

ウ コスト算定・コスト負担について

意見46 コスト算定・負担方法の検討を行う前に、基金による補てんなしでのユニバーサルサービス提供方策について検討するプロセスは不可欠。	考え方46
・ 第1章 第2節の「コストの算定・負担方法の検討」のところで述べたとおり、基本的な検討の考え方として、コスト算定・負担方法の在り方について検討する前に、基金による補てんなくユニバーサルサービスを実現する方策について検討するというプロセスが不可欠であり、これは次期ユニバーサルサービス制度の検討においても同様と考えます。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	(考え方35に同じ)

エ その他のサービスの扱い

意見47 携帯電話をユニバーサルサービスの範囲として評価することが必要。	考え方47
携帯電話については、その加入者数はすでに1億を超え、固定電話の約2倍となっていることから、利用者のニーズが高い生活上不可欠なサービスと考えることもできますので、あらためて、ユニバーサルサービスの範囲としての評価をおこなうことが必要と考えます。 なお、料金のアフォードビリティを考える場合、絶対的な料金額水準をもって定量的に検討するのではなく、そのサービスが利用者にもたらす受益度合い(利用者がこのサービスであればこれ位の料金は支払っても良いとするサービスの効用面)も勘案して検討が行われるべきと考えます。 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	携帯電話については、そのサービスの普及状況、料金水準、利用動向等に注視し、ご指摘の点も踏まえ、検討を行うことが必要と考える。
3、2010年代初頭以降のユニバーサルサービス制度について (2)携帯電話について 不感地域の解消と料金の低廉化を進め、ユニバーサルサービスと位置づけること。 【通信産業労働組合】	
意見48 携帯電話をユニバーサルサービスの範囲と整理することの要否については、①サービスが急速に高度化しており、ユニバーサルサービスになじまない、②加入電話と同水準の公平で安定的な提供が困難、という特性を踏まえた慎重な検討が必要。	考え方48

携帯電話については、答申(案)に示されている普及状況や料金水準、利用実態に加え、携帯電話の持つ以下のような特性を含めて慎重な検討を行う必要があると考えます。 ① 携帯電話は、競争環境の中、技術革新に伴いサービスが急速に高度化・多様化しているため、特定のサービスを維持するというユニバーサルサービスの概念に馴染まない。 ② 携帯電話の技術的特性により、電波が面的にカバーするエリアであっても、不感地帯が発生したり、また、混雑時にアクセスできない等、加入電話と同水準の公平で安定的な通信を提供することが難しい。 【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】	(考え方10に同じ)
---	------------

第2節 2010年代初頭以降(第2期)

意見49 次期ユニバーサルサービスは、①国民の高度な文化的生活と教育の実現、②提供に必要な情報通信インフラの効率的な構築・整備の推進、③NTT東・西のアクセス回線網分離の実現及び設備共用等の推進、を要件とするものとする。	考え方49
・ 弊社共が2010年度初頭以降における次期ユニバーサルサービスとして考える要件は、第1期の冒頭において述べたとおりであり、第2期においても同様です。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	(考え方34に同じ)
意見50 「国民に不可欠な電気通信サービス」というユニバーサルサービスの考え方は将来においても変わらないと考えられ、その時代に適したユニバーサルサービスを考えることが必要。	考え方50
IP網への移行完了後において、どのような技術・サービスの変化が生じているかは不透明ですが、ユニバーサルサービスは将来においても、「国民生活に不可欠な電気通信サービス」という考え方は基本的に変わらないと考えられ、その時代に適したユニバーサルサービスを考える必要があると考えます。 【東日本電信電話株式会社】	2010年代初頭以降(第2期)におけるユニバーサルサービスについては、現行制度の枠組みにとらわれることなく総合的な議論を行い、その時代にふさわしい制度を新たに再構築することが必要となると考える。
IP網への移行完了後において、どのような技術・サービスの変化が生じているかは不透明で	

すが、ユニバーサルサービスは将来においても、「国民生活に不可欠な電気通信サービス」という考え方は基本的に変わらないと考えられ、その時代に適したユニバーサルサービスを考える必要があると考えます。 【西日本電信電話株式会社】	
意見51 将来的なユニバーサルサービス制度の在り方について総合的な議論を行うことは適切。ただし、検討項目については、基本的な事項であっても、答申案においては一オプションとし、検討の方向性を制約しないようにすることが適当。	考え方51
答申案に示されているとおり、将来的なユニバーサルサービス制度の在り方について、総合的な議論をおこなうことは適切と考えます。この総合的な議論をおこなう場合は、ユニバーサルサービスの存在意義を始めとして、利用者にとって制度がもたらす受益度の高いサービスは何か、基金の存続、拠出の可否など制度の基盤となる内容についても再構築される必要があると考えます。 なお、総合的な議論を行い制度の再構築をするということですので、「ユニバーサルサービスの概念の導入」、「適格アクセス事業者」、「コスト負担・コスト算定方法」といった基本的な事項であっても、答申案においては一オプションの位置付けに留めておき、将来の検討の方向性を出来るだけ制約しないようにすることが適当と考えます。 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	答申(案)に示した2010年代初頭以降の課題整理は、現時点における市場動向、技術動向等を踏まえて行ったものであり、今後、次期見直しを行う際には、再度直近の状況等を勘案して検討を行うことが必要である。

ア ユニバーサルアクセスの概念の導入

意見52 ユニバーサルアクセスの概念は導入の検討に当たっては、様々な論点について議論が必要。	考え方52
ユニバーサルアクセスに関しては、IP 化の進展や国民にとって不可欠なサービスが多様化していく可能性があることを考慮すれば導入を検討するに値する概念であり、その導入にあたっては、ユニバーサルアクセスとユニバーサルサービスの関係性や双方の義務化の必要性、適格アクセス事業者の在り方等、様々な論点について議論が必要になるものと考えます。	2010年代初頭以降(第2期)においては、現行制度が前提としているPSTNからIP網へ移行した段階であることから、新たな制度の枠組みを再構築することが必要となることが想定され、ユニバーサルアクセスの概念の導入に当たっては、ご指摘のとおり、多岐にわたる課題について十分な議論が必要である。

【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】 現行のユニバーサルサービス制度は、国民生活に不可欠であって国民全体に最低限のコミュニケーション手段として確保されるべき加入電話等のユニバーサルサービスの提供が、競争の進展によって、不採算地域では維持困難になったことを理由として、発動したものです。 一方、答申案で想定している「ユニバーサルアクセス」は、ブロードバンドを念頭においた概念であり、現行のユニバーサルサービス制度の延長線上に位置づけることの是非も含め、検討の際には、ユニバーサルサービス制度の在り方について根本から議論するべきです。 【KDDI株式会社】	
2. 2010年代初頭以降のユニバーサルサービス制度について (2)ユニバーサルアクセスの概念の導入について ユニバーサルアクセスについては、制度そのものの具体的内容が整理されていない現段階で、導入の是非を判断することは時期尚早であり、具体的かつ詳細な制度設計を行ったうえで、その是非を判断することが適当であると考えます。 また、導入是非の判断にあたっては、設備競争に与える影響を十分考慮いただくことが必要と考えます。 【株式会社ケイ・オプティコム】	
意見53 ユニバーサルサービスの基本と同等の要件を定め、全国各地でのブロードバンドアクセスの提供を進めるべき。	考え方53
3、2010年代初頭以降のユニバーサルサービス制度について (3)ユニバーサルアクセスについて ①要件について ユニバーサルアクセスにおいても、前述したユニバーサルサービスの基本と同等の要件を定め、全国各地での「ブロードバンドアクセス」の提供を進めること。 【通信産業労働組合】	ユニバーサルアクセスの概念の導入に当たっては、ご指摘のとおり、ユニバーサルサービスの基本要件を踏まえ、基本的な構成要件について一定の整理を行うことが必要である。
意見54 ユニバーサルアクセスの概念について検討を行う前提として、NTT東・西のPSTNの移行に関する情報開示が必要。	考え方54
答申案で想定されているユニバーサルアクセスという概念について検討を行う際には、その前提として、まずNTT東・西のPSTNの移行に関する情報開示が必要です。	(考え方2に同じ)

【KDDI株式会社】	
------------	--

イ 適格アクセス事業者

意見55 適格アクセス事業者については、同一業務区域内においては一に限定するという考え方もある。	考え方55
答申案のとおり、社会的コスト負担の増加を抑制する観点から、同一業務区域内においては一の適格アクセス事業者に限定するという考え方もあると考えます。 【東日本電信電話株式会社】 答申案のとおり、社会的コスト負担の増加を抑制する観点から、同一業務区域内においては一の適格アクセス事業者に限定するという考え方もあると考えます。 【西日本電信電話株式会社】	—
意見56 適格アクセス事業者の選定に当たっては、技術中立性・競争中立性を考慮し、最も効率的にユニバーサルサービスを提供できる事業者とすべき。	考え方56
・ 適格アクセス事業者の在り方については、電気通信技術の進展を考慮しつつ、固定・無線等の区別なく、技術中立性を担保し、もっとも効率的にアクセス回線を提供出来る事業者が選ばれるようにすべきであると考えます。また、ユニバーサルアクセスを用いて様々な事業者がサービスを提供することとなることから、適格アクセス事業者の選定に際しては競争中立的な視点が不可欠であると考えます。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	適格アクセス事業者の選定方法の検討に当たっては、ご指摘の事項も勘案し、課題の整理を行い、検討を進めるべきと考えます。
意見57 NTT東・西が適格アクセス事業者の役割を担う場合には、NTT東・西のアクセス回線網の分離等、NTTグループの在り方の見直しを行うことが不可欠。	考え方57
・ 仮に NTT 東西殿が適格アクセス事業者の役割を担う場合には、NTT 東西殿のアクセス回線網を機能的、構造的に分離し、全ての事業者に対して公平な存在とする等、NTT グループの在り方の見直しを行うことが不可欠であると考えます。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	今後の検討に際し、参考にさせていただきたい。

ウ コスト算定・コスト負担について

意見58 コスト算定・負担方法の検討を行う前に、基金による補てんなしでのユニバーサルサービス提供方策について検討するプロセスは不可欠。	考え方58
・ 上述のとおり、そもそも基金による補てんを用いずにユニバーサルサービスを確保する方策を検討すべきであり、「コスト算定・コスト負担方法」という項目を挙げ、基金制度による補てんを前提とした検討の方向を示すことは問題があるものと考えます。まずは基金による補てんなしに、どのようにしてユニバーサルサービスの提供を実現すべきかという検討プロセスを組み入れることが必要と考えます。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	(考え方35に同じ)
意見59 加入電話のコスト算定・負担方法の基本的立場と同様の立場で決定すべき。	考え方59
3、2010年代初頭以降のユニバーサルサービス制度について (3)ユニバーサルアクセスについて ②コストの算定・負担方法について 前述した加入電話のコスト算定・負担方法の基本的立場と同様の立場で決定すること。 【通信産業労働組合】	ユニバーサルアクセスのコスト算定・負担方法については、答申(案)に挙げた基本的な事項をはじめとした課題の整理を行い、検討することが必要である。
意見60 ユニバーサルアクセスについての新モデル構築に当たっては、IP伝送路等における基本料コストに接続料コストが混在しないことを要望。	考え方60
同期間では従来の電話サービスだけでなく、ブロードバンドサービス等を含めたユニバーサルアクセスが想定されますが、新モデル構築にあたっては、IP伝送路等における基本料コストに接続料コストが混在しない配慮を要望します。 【フュージョン・コミュニケーションズ株式会社】	ユニバーサルアクセスのコスト算定・負担方法を検討するに当たっては、複数の伝送形態等が想定されることから、ご指摘の点も踏まえて検討することが必要である。

第3章 次期見直しに向けた課題等

意見61 加入電話や光IP電話の提供の在り方等については、答申(案)の課題等に加え、今後のサービスの普及状況や市場環境及び技術の変化を踏まえ、総合的に検討を深めていくことが必要。	考え方61
メタルの加入電話や光IP電話の提供の在り方等については、答申案の課題等に加え、今後のサービスの普及状況や市場環境及び技術の変化を踏まえ、総合的に検討を深めていく必要があると考えます。 【東日本電信電話株式会社】	加入電話や光IP電話の扱いについては、ご指摘の点も踏まえ、検討していく必要があると考える。
メタルの加入電話や光IP電話の提供の在り方等については、答申案の課題等に加え、今後のサービスの普及状況や市場環境及び技術の変化を踏まえ、総合的に検討を深めていく必要があると考えます。 【西日本電信電話株式会社】	

ア 次期検討に必要な課題の整理

意見62 NTT東・西は早急にPSTNの移行に関する情報開示を行うことが必要。	考え方62
答申案の通り、PSTNからIP網への以降の具体的展望が明らかになっておらず、制度の見直しに関する検討の妨げとなっている状態です。 NTT東・西は、2010年度に概括的展望を公表するとしていますが、早急にPSTNの移行に関する情報開示を行うことが必要と考えます。 【KDDI株式会社】	(考え方2に同じ)
意見63 まずは、基金制度がない中での次期ユニバーサルサービスの確保についての検討に主眼を置くべき。	考え方63
・ 答申(案)において、次期見直しに向けた課題等として事前に検討すべき事項がいくつか挙げられていますが、まずは基金制度がない中で次期ユニバーサルサービスを如何に確保す	(考え方35に同じ)

るかに検討の主眼を置くべきであり、優先すべき検討課題として以下の事項を追加すべきと考えます。 - 各事業者による競争環境下での設備構築や、地方自治体による公的な情報通信インフラ整備等、ユニバーサルサービス提供に必要な情報通信インフラの効率的な構築・整備 - 効率的に整備した情報通信インフラを全ての電気通信事業者が公平に利用できる環境（ルール）の整備 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	
意見64 携帯電話をユニバーサルサービスの範囲と整理することの要否については、①サービスが急速に高度化しており、ユニバーサルサービスになじまない、②加入電話と同水準の公平で安定的な提供が困難、という特性を踏まえた慎重な検討が必要。	考え方64
携帯電話については、答申(案)に示されている普及状況や料金水準、利用実態に加え、携帯電話の持つ以下のような特性を含めて慎重な検討を行う必要があると考えます。 ①携帯電話は、競争環境の中、技術革新に伴いサービスが急速に高度化・多様化しているため、特定のサービスを維持するというユニバーサルサービスの概念に馴染まない。 ②携帯電話の技術的特性により、電波が面的にカバーするエリアであっても、不感地帯が発生したり、また、混雑時にアクセスできない等、加入電話と同水準の公平で安定的な通信を提供することが難しい。 【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】	(考え方10に同じ)

イ 次期検討に必要な情報の開示

意見65 メタル回線の撤去については、光IP電話の扱いに関連して撤去ありきの議論をすることは避けるべきであるが、透明性の高い環境でできるだけ早期に検討を行うべき。	考え方65
メタル回線は、加入電話だけではなく、DSL としてブロードバンドにも用いられており、ADSL 事業者、ISP、050IP 電話事業者など多分野の事業者に関係が及び、DSL の利用者も2008年6月時点でも1,200万人以上が存在します。 そのため、メタル線の撤去は、NTT 東・西のネットワーク移行に閉じた案件ではなく、答申案に	(考え方44に同じ)

指摘された ADSL をはじめとした利害関係を有する事業者の経営の根幹に関わる極めて重大な課題であり、さらに利用者にとっては、光 IP 電話は FTTH サービスへの加入が前提となるものであり、このような環境の中でメタル線の撤去が行われれば、利用者は選択肢を失って現在の加入電話料金より高額な FTTH サービスの料金の支払いを選択せざる得なくなるなど、利便性を大きく損なう結果になります。 したがって、上述の点をふまえるとすれば、メタル回線の撤去は、光 IP 電話の扱いをどうするかに関して連鎖的な課題として撤去ありきの議論をすることは避けるべきであるものの、NTT 東・西の検討に任せるのではなく利害関係を有する事業者を交えた透明性の高い環境で出来るだけ早期に整理すべき項目から検討を行うべきと考えます。 また、その際には、加入電話と光 IP 電話との代替性という主に利用者の利益の観点のみならず、PSTN と IP 網の代替性という事業者がサービスを展開する上での代替性もあわせて検討がなされるべきと考えます。 なお、メタル線の撤去を契機にして事業者が市場から撤退をせざるをえない状況は避けるべきと考えます。 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	
---	--

終章 おわりに

意見66 「見直し後の制度が3年を待たずして機能しなくなると判断された場合は、予定の期間にかかわらず、改めて制度の在り方を速やかに検討」とする答申案には賛同。その際は、制度そのものについて議論することが必要。	考え方66
「見直し後の制度が 3 年を待たずして機能しなくなると判断された場合は、予定の期間にかかわらず、改めて制度の在り方を速やかに検討」とする答申案に賛同しますが、その際には、PSTNの扱い、NTTの在り方を踏まえ、制度そのものについて議論することが必要と考えます。 【KDDI株式会社】	—